なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績は、企業の施工実績として認めない。

また、施工実績として記載した工事が、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）　東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）　国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

①　単体で競争参加する場合：下記の実績をすべて有すること。

同種工事ａ　躯体高さ13m以上のコンクリート橋脚の工事

同種工事ｂ　場所打ち杭の工事

同種工事ｃ　ＲＣ床版橋（中空床版橋を含む。）を架設した工事

同種工事ｄ　ＰＣ（ＰＲＣ）橋を架設した工事

同種工事ｅ　鋼橋の工場製作

同種工事ｆ　鋼橋を架設した工事

同種工事ｇ　道路橋において、下記のイ）又はロ）のいずれかの施工実績

イ）　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ロ）　ＰＣ上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事ｈ　高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

②　特定ＪＶを構成する場合：

１）　土木工事を施工するすべての者が下記の実績を有すること。

同種工事ａ　躯体高さ13m以上のコンクリート橋脚の工事

同種工事ｂ　場所打ち杭の工事

同種工事ｃ　ＲＣ床版橋（中空床版橋を含む。）を架設した工事

２）　ＰＣ橋上部工工事を施工するすべての者が下記の実績を有すること。

同種工事ｄ　ＰＣ（ＰＲＣ）橋を架設した工事

３）　鋼橋上部工工事を施工するすべての者が下記の実績を有すること。

同種工事ｅ　鋼橋の工場製作

同種工事ｆ　鋼橋を架設した工事

なお、鋼橋上部工工事を施工する構成員が複数ある場合、同種工事ｅの施工実績はいずれかの構成員が有していればよいものとする。ただし、この場合、本件工事における鋼橋の工場製作は施工実績があるとした構成員が行わなければならない。

４）　橋梁補修工事を施工するすべての者が下記の実績を有すること。

同種工事ｇ　道路橋において、下記のイ）又はロ）のいずれかの施工実績

イ）　プレキャストＰＣ床版又は場所打ちＰＣ床版による床版の新設又は取替を実施した工事

ロ）　ＰＣ上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事ｈ　高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

なお、橋梁補修工事を施工する構成員が複数ある場合、同種工事ｈの施工実績はいずれかの構成員が有していればよいものとする。

⑹　審査基準日において、下記に示す基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を設計業務履行期間中に配置できること。なお、設計管理技術者と照査技術者は競争参加希望者に所属する者とし、設計管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

ただし、特定ＪＶの場合は、特定ＪＶを構成するいずれかの構成員が設計管理技術者及び照査技術者を配置すれば良く、設計管理技術者と照査技術者は同一の構成員の所属である必要はない。

①　資格要件　設計管理技術者及び照査技術者は、以下に示すａからｃのいずれかの資格を有すること。

なお、外国資格を有する技術者（日本国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当との国土交通大臣（旧建設大臣を含む。以下同じ。）認定（総合政策局（旧建設経済局も含む。以下同じ。）建設振興課）を受けている必要がある。

ａ　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］又は［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

ｂ　RCCM（鋼構造及びコンクリート）に合格し、RCCM資格制度による登録を行っている者。

なお、RCCMに合格している者が、RCCM資格制度による登録ができない立場にいる者についてもRCCMと同等の能力を有している者として認めるものとする。

ｃ　土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者）資格を有する者で次のⅰ）～ⅱ）のいずれかに該当する者。

ⅰ）　特別上級土木技術者、上級土木技術者及び１級土木技術者（コースＡ）の資格分野は「鋼・コンクリート」

ⅱ）　上級土木技術者及び１級土木技術者（コースＢ）の資格分野は「鋼・コンクリート」又は「橋梁」

⑺　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む。）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の受注者、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む。）において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（同一の者が複数の特定ＪＶの構成員である場合は、当該関係があるものとみなす。）。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本件工事で求める技術提案項目は下記のとおりとする。なお、詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する本件工事に係る手続開始の公示（説明書）を確認のこと。

①　設計業務の実施方法に関する提案能力

②　施工ヤード等の制約条件を踏まえた工法等の提案能力

③　構造体としての安全性を確保する工法等の提案能力

④　現道交通への影響の最小化に有効な工法等の提案能力

⑵　優先交渉権者の選定　上記⑴に示す技術提案の評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

４　手続きに関する事項

⑴　担当部署　〒004―8512 札幌市厚別区大谷地西５丁目12番30号　東日本高速道路株式会社　北海道支社　技術部　調達契約課　鳥本和典　電話011―896―5777

⑵　契約図書の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　令和３年12月16日（木）から令和４年２月３日（木）午後４時まで

②　交付場所　上記⑴に同じ。

③　交付方法　東日本高速道路株式会社のホームページに掲載

⑶　競争参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和３年12月16日（木）から令和４年２月３日（木）午後４時まで

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　書留郵便等（普通郵便、持参による提出は受け付けない。）